

「フォークリフト運転業務従事者」安全教育のご案内

危険又は有害な業務に現に就いている者5年毎に再教育が必要です。

千葉県内において、1年間に5,000人以上の労働者が休業4日以上労働災害に遭われています。その中でも荷役運搬機械等を起因とした休業4日以上労働災害も、年々増加傾向となっています。労働安全衛生法では、第60条の2第2項において「事業場の安全衛生の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に従事している者に対し、安全または衛生に関する教育を行わなければならない。」と定められています。

それによると、事業者が労働災害の動向、技術革新等の変化に対応した事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現についている者（フォークリフト運転業務等）に対して、概ね5年ごとに安全又は衛生のための教育を実施し、労働災害の撲滅に努めることとなっています。千葉県支部では、この安全衛生教育指針に基づいた、「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を開催することとしています。

記

1. 日 時 令和8年6月29日（月） 9時00分～16時30分
2. 会 場 千葉県トラック会館
千葉県美浜区新港212-10 ☎043-248-5222
3. 対 象 者 フォークリフト運転技能講習修了証を取得後、概ね5年経過ごとに実施
4. 受 講 料 会 員 12,000円（消費税、送料代含む）
非会員 18,000円（消費税、送料代含む）
5. 定 員 50名
6. 申込方法 受講申込書に所要事項を記入し、フォークリフト運転技能講習の写し、受講料を同封で、現金書留にて申込先にご郵送して下さい。

※受講申込書は、当支部ホームページよりダウンロードして頂くか、お電話にてご請求ください。

※定員に達した場合は締め切らせていただきます（空席確認をお願い致します）。

※当日の欠席による場合は、受講料の返金は致しませんのでご注意ください。

以 上

「申 込 先 」

〒261-0002

千葉県千葉市美浜区新港 212-10

陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部
(千葉県トラック会館内)

TEL043-248-5222 FAX043-302-1310

<http://rikusaichiba.org/>

(講習会の空席状況や書類の請求についてご参照ください)

フォークリフト荷役
技能検定(2級)



《荷役検定制度スタートしました》

安全・正確・迅速な作業を目指し、
技能検定にチャレンジしよう！

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育「受講申込書」

			受講番号	
受付	年 月 日	受講日	令和8年6月29日(月) 9時00分~16時30分	
ふりがな		男女	生年 月日	S 年 月 日 H
氏名				
(自宅) 現住所 電話番号	〒 TEL			
(勤務先) 現住所 会社名 電話番号	〒 TEL			
修了証番号		交付日	年 月 日	
フォークリフト修了証(写しを) のり付けし添付して下さい				

切り取り線(切り取らないで)

受講票(フォークリフト運転業務従事者安全教育)

受講者名		受講番号	
受講日	令和8年6月29日(月)9時00分~16時30分		
受講会場	千葉県トラック会館 千葉市美浜区新港212-10 (☎043-248-5222)		